

日本年金機構からのお知らせ

平成24年10月号

◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を展開します。

若い世代の方に向けた、学生納付特例や若年者納付猶予制度の周知のほか、全国各地で“出張年金相談”を行います。年金の受給に関することや、日頃の疑問点など、何でもお気軽にご相談ください。

公的年金制度の趣旨やご自身の年金について確認できる機会ですので、従業員の皆さまにご周知くださいますようお願いいたします。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

平成24年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付されている方に対して、本年11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しますので、年末調整や確定申告の際にご活用いただけるよう、従業員の皆さまにご周知願います。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付された場合にも納付された方の社会保険料控除額に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書も申告等を行う際、あわせてご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問い合わせは、下記の控除証明書専用ダイヤルにお願いします。

控除証明書専用ダイヤル TEL：0570-070-117

（平成24年11月1日から平成25年3月15日まで）

※ 一般電話・公衆電話から市内通話料金でご利用いただけます。

本年10月から、電子申請がさらに利用しやすくなりました！ ～ 添付書類の取扱いを改善しました ～

これまで電子申請に必要な添付書類は、別途、郵送いただく必要がありましたが、平成24年10月申請分より、ほとんどの添付書類が画像ファイルで提出できるようになりました。

併せて、電子申請に添付可能なファイルの容量制限を拡大しました。

詳しくは、「年金機構 電子申請」ページでご確認ください。

年金機構 電子媒体 検索

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshishinsei.jsp>)

※ なお、船員保険にかかる添付書類は対象外です。